

令和4年7月1日

学生の皆様へ

学生支援本部長

感染予防対策におけるマスクの着用について

令和4年5月23日に政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」ではマスク着用の制限が一部緩和されました。

本学におけるマスク着用については、7月1日に開催した危機管理対策本部会議において、

- ・ 学生の修学機会の確保について、確実なものとしたいこと
- ・ 実習を必要とする学部を有しており、大学として、より慎重な判断と社会的責任が求められていること
- ・ 課外活動の継続、さんさ踊りへの参加や大学祭の開催など、通常の学生生活等につなげたいこと

との理由から、当面の間、マスクの着用はこれまでと同様、下記のとおりとしますので、引き続き感染予防対策について協力をお願いします。

記

- 1 キャンパス内では、屋外、屋内にかかわらずマスクを着用してください。
- 2 授業及び課外活動では、授業中は適切にマスクを着用し、課外活動等での運動及び大会では各競技団体や主催者が作成するガイドラインに従ってください。

なお、更衣室、部室等の共有エリアの利用時や集団での移動時ではマスクを着用してください。

- 3 通学時に公共交通機関を利用する際はマスクを着用し、徒歩による場合でも、会話が無く人との距離を確保できる場合以外は、マスクを着用してください。

なお、夏場においては、マスク着用による熱中症が心配されます。

涼しい場所への移動やこまめな水分(塩分)補給など、熱中症予防行動の徹底をお願いします。